

交通網・都市基盤整備調査特別委員会 報告資料

令和3年4月21日

報告事項件名	頁
(1) 中川堤防嵩上工事に伴う路線バスの一時休止について	2
(2) 危険なバス停の抽出状況と谷在家バス停の廃止について	5
(3) 令和2年度足立区総合交通計画推進会議（書面開催） の開催結果について	10
(4) 【追加】花畑周辺地域のバス検証運行事業に関する 協定書の締結について	21
(5) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化の取組み状況について	32

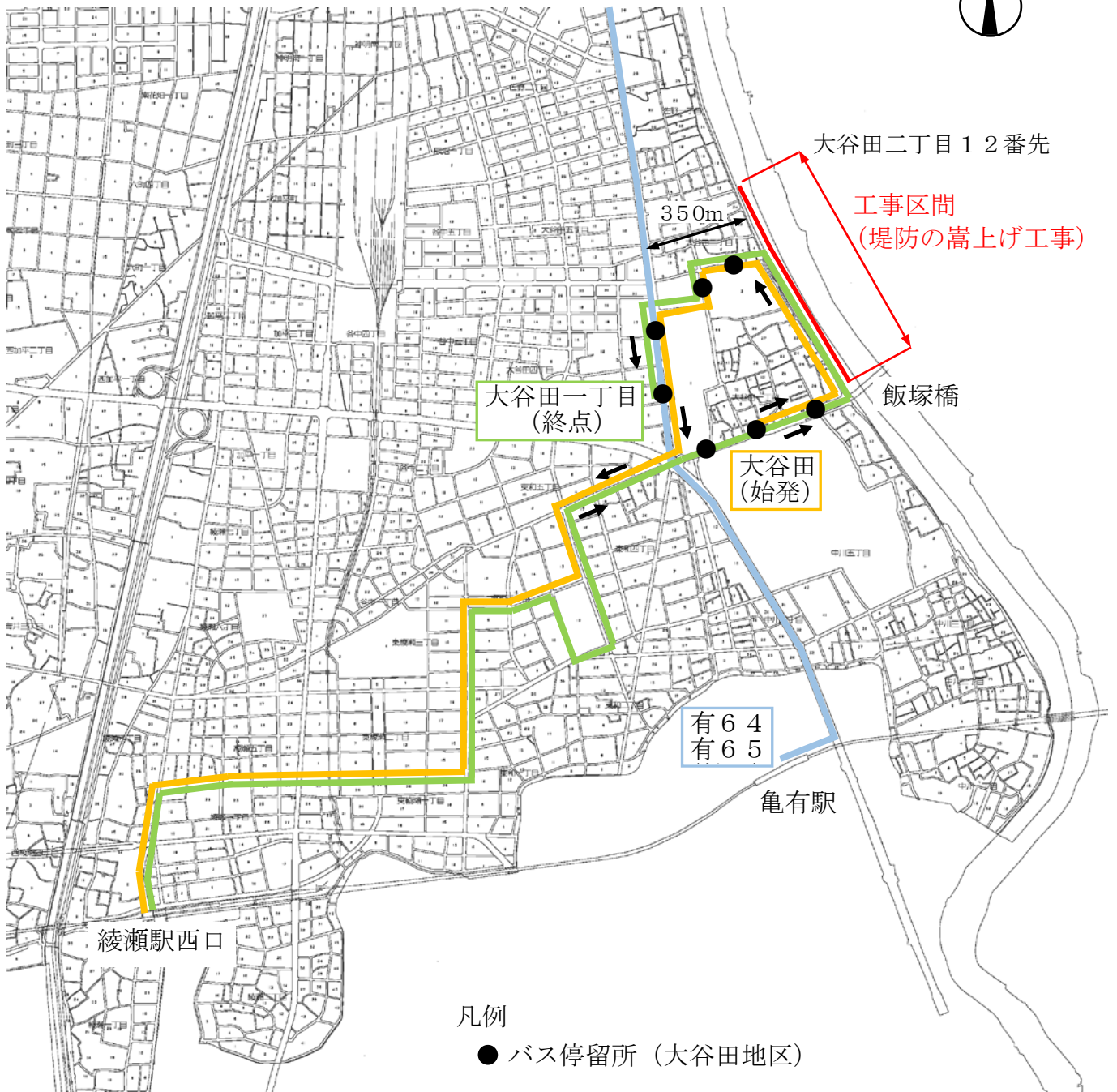
(都市建設部)

交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告資料

令和3年4月21日

件名	中川堤防嵩上工事に伴う路線バスの一時休止について														
所管部課名	都市建設部交通対策課														
内容	<p>令和3年度の中川堤防嵩上工事に伴い、土手上の道路が車両通行止めとなるため、現在、土手上道路で路線バスを運行している事業者より、工事期間中は、路線バスを一時休止する予定であるとの情報提供があったので報告する。</p> <p>1 中川堤防嵩上工事の概要</p> <p>(1) 施 行 者 国土交通省（江戸川河川事務所）</p> <p>(2) 工事内容 中川堤防の嵩上げ工事</p> <p>(3) 工事時期 令和3年度（予定）（入札予定時期5月）</p> <p>(4) 工事区間 大谷田二丁目12番先～飯塚橋付近</p> <p>2 一時休止するバス路線</p> <p>(1) 事 業 者 東武バスセントラル株式会社</p> <p>(2) 休止期間 6か月程度（予定）</p> <p style="text-align: center;">※ 工事による車両通行止め期間中</p> <p>(3) 一時休止するバス路線（別紙1参照 P3）</p> <table border="1" data-bbox="475 1301 1425 1599"> <thead> <tr> <th>系統</th> <th>運行経路</th> <th>便数</th> <th>利用客数（平均）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">綾 34</td> <td rowspan="2">綾瀬駅→大谷田一丁目</td> <td>平日 8本/日</td> <td rowspan="2">平日 8人/本</td> </tr> <tr> <td>土休日 6本/日</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">綾 35</td> <td rowspan="2">大谷田→綾瀬駅</td> <td>平日 8本/日</td> <td rowspan="2">平日 10人/本</td> </tr> <tr> <td>土休日 5本/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 一時休止理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事箇所周辺は道路が狭く、大谷田地区への運行を継続する場合は、ルート変更が必要となるため。 ・ 隣接する葛西用水沿いからは、亀有駅行きのバスが運行しているため。（別紙2参照 P4） 	系統	運行経路	便数	利用客数（平均）	綾 34	綾瀬駅→大谷田一丁目	平日 8本/日	平日 8人/本	土休日 6本/日	綾 35	大谷田→綾瀬駅	平日 8本/日	平日 10人/本	土休日 5本/日
系統	運行経路	便数	利用客数（平均）												
綾 34	綾瀬駅→大谷田一丁目	平日 8本/日	平日 8人/本												
		土休日 6本/日													
綾 35	大谷田→綾瀬駅	平日 8本/日	平日 10人/本												
		土休日 5本/日													
問題点 今後の方針	バス運行事業者に対して、路線バスの一時休止と休止期間中の亀有行き便利用の案内について、利用者へ事前周知を丁寧に行うよう要請していく。														

一時休止するバス路線



一時休止するバス路線

凡例	系統 (運行経路)	便数
	綾瀬 3 4 (綾瀬駅→大谷田一丁目)	平日 8本/日 土休日 6本/日
	綾瀬 3 5 (大谷田→綾瀬駅)	平日 8本/日 土休日 5本/日

時刻表「大谷田一丁目（亀有駅行き）」

有 6 4 ・ 有 6 5

時	平日	土曜	日曜・祝日
05			
06	09 28 46 55	20 38 53	20 38 53
07	05 14 24 34 51 58	05 23 39 51	05 23 39 51
08	11 24 36 53	01 10 24 37 46	01 10 24 37 46
09	07 19 32 50	01 14 32 46	01 14 32 46
10	17 36 56	07 19 37 55	07 19 37 55
11	16 37 57	16 36 53	16 36 53
12	16 36 57	06 23 38 56	06 23 38 56
13	12 27 41 58	08 28 41 55	08 28 41 55
14	12 32 52	16 36 53	16 36 53
15	11 31 47	14 38 55	14 38 55
16	02 14 30 45 57	17 39 58	17 39 58
17	11 22 35 46	15 29 42	15 29 42
18	04 15 33 52	01 13 30 45	01 13 30 45
19	04 20 34 53	03 18 36	03 18 36
20	08 23 38 56	02 16 30 53	02 16 30 53
21	13 32 53	21 49	21 49
22	19 49	15 45	15 45
23	18		
00			
01			
02			

交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告資料

令和3年4月21日

件名	危険なバス停の抽出状況と谷在家バス停の廃止について								
所管部課名	都市建設部交通対策課 道路整備室工事課								
内容	<p>国土交通省が令和元年度より進めてきた、危険なバス停の調査において、安全対策の必要優先度の高いAランクとして抽出されていた「谷在家」バス停について、バスを運行する東武バスセントラル株式会社より当該バス停の廃止について連絡があったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 経緯等</p> <p>平成30年8月に横浜市で、停車中のバスの後ろから道路横断をしようとした小学生の女兒が、対向車にはねられ死亡した事故を受け、国土交通省が全国のバス停を調査し、安全対策の必要なバス停について、優先度の高い順に危険度をA～Cの3ランクに分類し、今般公表を行った。</p> <p>また、危険なバス停としてリストに上がった各バス停については、現在、バス事業者と運輸支局が主体となって、交通管理者や道路管理者の協力を得ながら、安全対策の検討が進められている。</p> <p>2 危険なバス停の抽出状況について</p> <p>(1) ランク分け要件について 別紙1参照 P7</p> <p>(2) 区内の危険なバス停の状況について (別紙2、3参照 P8～9)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>・ Aランク</td> <td>1 箇所</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3">合計 21 箇所</td> </tr> <tr> <td>・ Bランク</td> <td>5 箇所</td> </tr> <tr> <td>・ Cランク</td> <td>15 箇所</td> </tr> </table> <p>3 「谷在家」バス停の廃止について</p> <p>区内において、Aランクであった「谷在家」バス停（西新井駅行）については、横断歩道付近に停留所が設置されており、近傍への移設も困難であることから、交通事故を未然に防ぐため、令和3年4月1日より廃止する旨の報告を運行事業者より受けた（鹿浜方面行きバス停については、運用を継続）。</p>	・ Aランク	1 箇所	}	合計 21 箇所	・ Bランク	5 箇所	・ Cランク	15 箇所
・ Aランク	1 箇所	}	合計 21 箇所						
・ Bランク	5 箇所								
・ Cランク	15 箇所								

(1) 廃止理由（運行事業者へのヒアリング）

- ア 近傍にバス停移設の適地がない。
- イ 日暮里・舎人ライナーの西新井大師西駅や谷在家駅が近いので、当該バス停利用者は少ない（一日平均6～7人）。
- ウ 約200m南側の西新井大師西駅前に、別系統の西新井駅行バス停があり、当該バス停から2分程度で移動可能であるので、そちらを利用願いたい。
- エ 現状では、当該バス停の抜本的な安全対策を、講じることが出来ないため廃止とさせていただく。

(2) 交通対策課による現地確認

ア バス停利用状況確認

3月23日（火）谷在家バス停調査（始発からの4便）

時刻	6時08分	6時41分	7時11分	7時51分
利用者	1人	0人	1人	0人

イ 現地の状況写真



※横断歩道にバスの車体が乗ってしまう状態
(写真中の箱型はバスの停車イメージ)

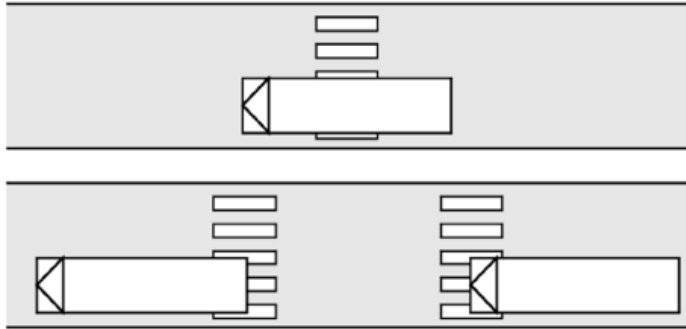
問題点
今後の方針

今後の、危険なバス停の安全対策の検討及び、対策の実施に当たっては、関係機関と協力して、公共交通の安全利用の確保が図られるよう取り組んでいく。

危険なバス停のランク分け要件

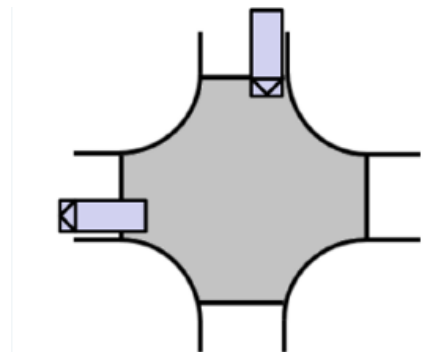
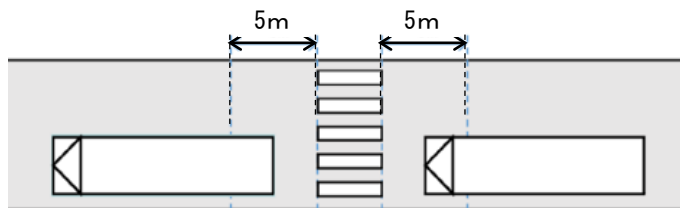
Aランク

- 過去3年以内に停車したバスが要因となる人身事故が発生したバス停留所
- バスがバス停留所に停車した際に横断歩道にその車体がかかるバス停留所



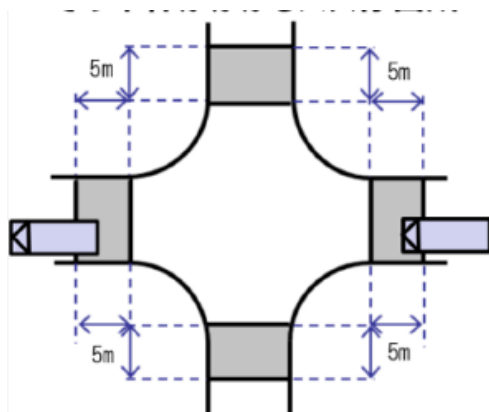
Bランク

- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に横断歩道の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- Aランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点にその車体がかかるバス停留所



Cランク

- A又はBランク以外で、バスがバス停留所に停車した際に交差点の前後5mの範囲にその車体がかかるバス停留所
- A又はBランク以外で、地域住民等の意見や各都道府県の実情に応じて抽出したバス停留所



区内のA～Cランク「危険なバス停」調査状況一覧表（令和3年1月29日国土交通省公表資料より）

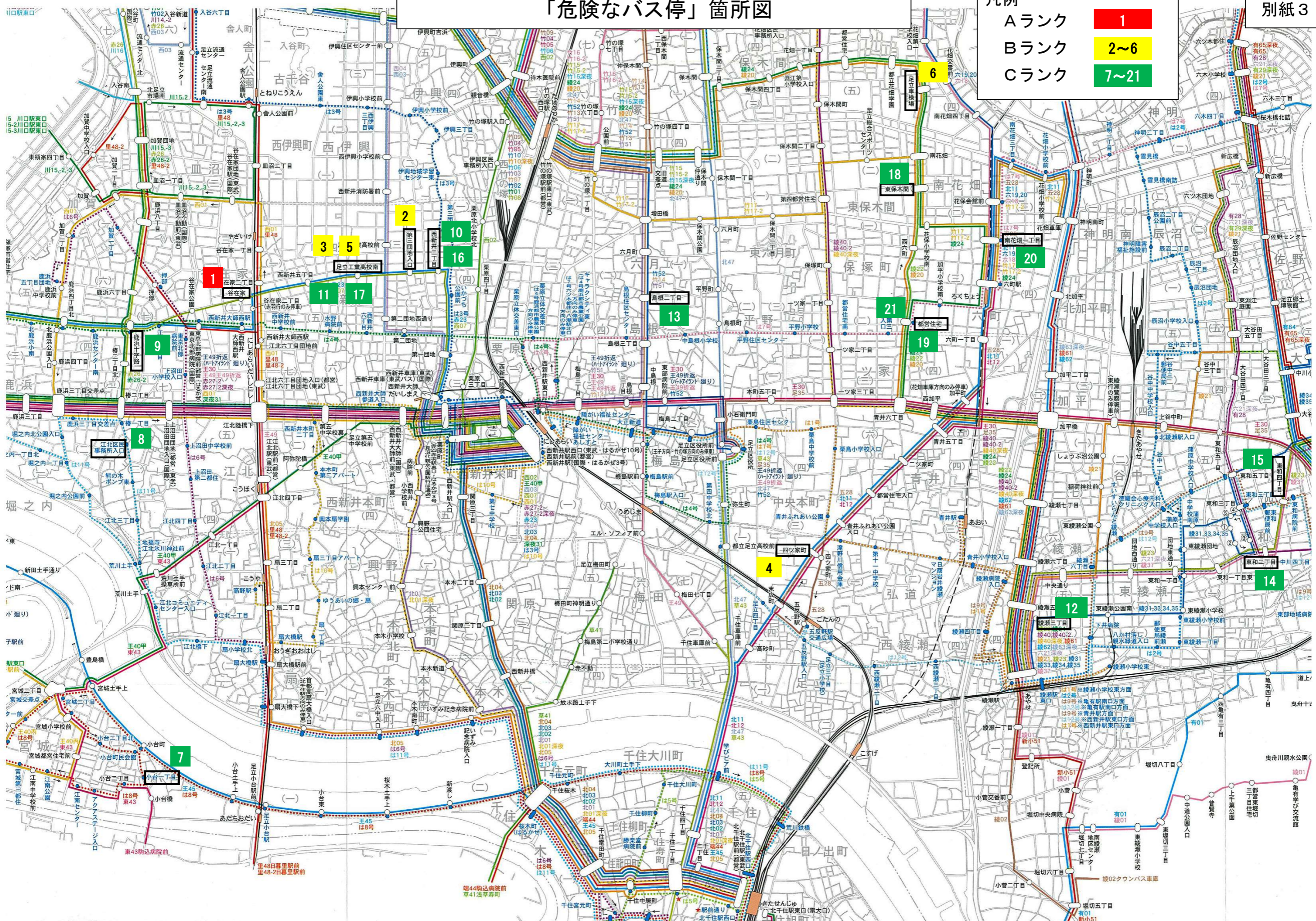
No.	ランク	事業者名	系統	バス停名称	所在地	備考
1	A	東武バスセントラル(株)	西07	谷在家（上）	谷在家2-18-4	⇒4/1より廃止
2	B	国際興業(株)	赤23	第三団地入口（西新井駅方面）	西新井3-3	
3	B	国際興業(株)	赤23	足立工業高校南（西新井駅方面）	西新井4-4	
4	B	東武バスセントラル(株)	五28, 北11,12	四ツ家町（下）	中央本町2-16-16	
5	B	東武バスセントラル(株)	西07	足立工業高校南（上）	西新井4-4	
6	B	東武バスセントラル(株)	綾20,22,24	足立車検場（竹の塚駅方面）	南花畑5-12	
7	C	(株)新日本観光自動車	は8号	小台一丁目	小台1-6	
8	C	(株)新日本観光自動車	は11号	江北区民事務所入口	江北3-28	
9	C	国際興業(株)	赤23	鹿浜十字路（西新井駅方面）	鹿浜7-18	
10	C	国際興業(株)	赤23	西新井三丁目（西新井駅方面）	西新井3-2	
11	C	国際興業(株)	赤23	足立工業高校南（赤羽）	西新井5-40	
12	C	東武バスセントラル(株)	綾31,33,34,35	綾瀬三丁目（上）	綾瀬3-20	
13	C	東武バスセントラル(株)	竹14,5 1,52	島根二丁目（下）	島根4-23-20	
14	C	東武バスセントラル(株)	綾23,37 有28	東和二丁目（下）	東和2-24	
15	C	東武バスセントラル(株)	綾23,37	東和四丁目（上）	東和4-7	
16	C	東武バスセントラル(株)	西07	西新井三丁目（上）	西新井3-2-1	
17	C	東武バスセントラル(株)	西07	足立工業高校南（下）	西新井5-40	
18	C	東武バスセントラル(株)	竹17, 綾20,22,24	東保木間（竹の塚駅方面）	東保木間2-28	
19	C	東武バスセントラル(株)	綾20,22,24 は7号	都営住宅（竹の塚駅方面）	一ツ家2-19	
20	C	東武バスセントラル(株)	竹17,綾24 六17,18,19 北11,五28,は7号	南花畑一丁目（下）	南花畑2-12-11	
21	C	東武バスセントラル(株)	綾20,22,24 は7号	都営住宅（綾瀬駅方面）	六町2-1	

「危険なバス停」箇所図

凡例

- Aランク 1
- Bランク 2~6
- Cランク 7~21

別紙3



交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告資料

令和3年4月21日

件名	令和2年度足立区総合交通計画推進会議（書面開催）の開催結果について
所管部課名	都市建設部交通対策課
内容	<p>足立区総合交通計画の進行管理を行う「足立区総合交通計画推進会議」の開催について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の為、書面会議にて開催したので、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開催日時 令和3年2月18日（木） 2 開催方法 書面開催（各委員への郵送） 3 構成委員（別紙1参照 P11） <ol style="list-style-type: none"> （1）学識経験者 （2）国及び都の職員 （3）鉄道事業者が指名する者 （4）バス事業者が指名する者 （5）タクシー事業者が指名する者 （6）警察等交通管理者が指名する者 （7）道路管理者が指名する者 （8）区議会議員 （9）住民又は利用者 （10）区職員 4 主な意見及び回答 別紙2のとおり（別紙2参照 P12～20）
問題点 今後の方針	今後も進行管理を行い、着実に計画を進めていく。

足立区総合交通計画推進会議名簿

	区分	団体名
1	学識経験者(会長)	東京理科大学教授
2	行政機関	国土交通省関東運輸局東京運輸支局
3		東京都都市整備局都市基盤部
4		東日本旅客鉄道株式会社
5	鉄道事業者	首都圏新都市鉄道株式会社
6		東京地下鉄株式会社
7		東武鉄道株式会社
8		京成電鉄株式会社
9		東京都交通局電車部
10	バス事業者	東京都交通局自動車部
11		国際興業株式会社
12		東武バスセントラル株式会社
13		京成バス株式会社
14		日立自動車交通株式会社
15		朝日自動車株式会社
16		株式会社新日本観光自動車
17	タクシー事業者	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
18	警察等交通管理者	警視庁 交通部
19		警視庁千住警察署
20		警視庁西新井警察署
21		警視庁竹の塚警察署
22		警視庁綾瀬警察署
23	道路管理者	国土交通省関東地方整備局東京国道事務所
24		東京都建設局第六建設事務所
25	区議会議員	足立区議会議員
26		足立区議会議員
27		足立区議会議員
28		足立区議会議員
29		足立区議会議員
30	住民又は利用者	足立区障害者団体連合会
31		足立区友愛クラブ連合会
32		足立区地域保健福祉推進協議会子ども支援専門部会
33		足立区まちづくり推進委員会
34	区職員	政策経営部長
35		福祉部長
36		環境部長
37		都市建設部長
38		道路整備室長

令和2年度足立区総合交通計画推進会議(書面開催)での主な意見

(1) 実施事業の進捗状況(令和元年度)について

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
1) 混雑緩和対策(日暮里・舎人ライナー、つくばエクスプレス)に関する事		
1	<p>つくばエクスプレスに関して、東京都の時差Bizキャンペーンへ参加することにより、都内の鉄道事業者が一体となったキャンペーンを展開している。そのため、当社単独でのキャンペーンは行っていないものの、オフピーク通勤を促進するキャンペーンは実施している。新型コロナウイルス感染症の影響と、当社の混雑緩和対策の取組により、現在は相当程度混雑は緩和されている一方、旅客収入が激減し、経営状況が厳しい状況にある。こうした情勢変化を計画に反映する必要があると考える。少なくとも、キャンペーン実施について柔軟な解釈を可能とする取扱いを要望する。</p> <p>(鉄道事業者)</p>	<p>単独で行うキャンペーンだけではなく、鉄道事業者が一体となって行うキャンペーンも事業の実績として含めていくことを今後検討してまいります。</p> <p>また、新型コロナウイルスの感染拡大による鉄道の利用者減少などの社会情勢の変化を鑑み、キャンペーンについて様々な視点で評価していきたいと考えております。</p>

2) 踏切解消(竹ノ塚駅、北千住駅)に関する事		
2	<p>鉄道関係においての「踏切解消」については、「北千住の立体交差化」は、多年の課題であり、ひたすらの念願であるので、難題を克服し実現に向けての検討を引き続きお願いする。</p> <p>(住民または利用者)</p>	<p>鉄道と道路の立体交差化については、引き続き検討してまいります。</p>

3) ホームドア設置等バリアフリー化に関する事		
3	<p>東武スカイツリーラインではホームドア設置の予定はいつか。</p> <p>(住民または利用者)</p>	<p>北千住駅の3階ホームについては、令和3年3月にホームドアを設置いたしました。その他については区としても今後、鉄道事業者による設置が進むよう協議してまいります。</p>

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
4) 拠点間バス路線等の維持・強化、交通不便地域のバス路線導入に関すること		
4	「拠点間バス路線等の維持・強化」と「交通不便地域のバス路線導入」の事業施策について、事業同士が両方良しとなるよう工夫ができるように事業指標が位置付けられ、評価、見直しできるようにして頂きたい。 (区議会議員)	現在、花畑地域で進めている「交通不便地域のバス路線導入」検討については、既存のバスルートができるだけ通過しないようルートを検討しております。また、今後の交通不便を解消するバス路線等の導入検討に際しては、拠点間バス路線の新設など変化の状況も十分勘案しながら、検討を進めていくとともに、評価にあたっては各事業間の連携を考慮の上、進めてまいります。

5) バス停の利用環境整備に関すること		
5	A-2-④「はるかぜ」のバス停R1から3か年で点字75箇所目標のところ実績は17箇所と1年平均(単純計算すると)の25箇所には達成していないことにはならないのか。 (区議会議員)	点字ブロックについては、1年で25箇所設置するのではなく、3年で75箇所設置を目標としております。元年度は17箇所という実績となりましたが、3年で75箇所設置という目標達成に向け、引き続き進めてまいります。

6) ユニバーサルデザインタクシーの導入に関すること		
6	ユニバーサルデザインのタクシーの台数は目標達成であるが、これからも増車していく予定か。 (住民または利用者)	ユニバーサルデザインタクシーについては、台数を達成した元年度以降も継続導入に向けてタクシー事業者と調整してまいります。
7	タクシーのバリアフリー化はかなり進行していると感じるので、さらなるバリアフリー化を期待したい。 (住民または利用者)	引き続き、更なるユニバーサルデザインタクシーの導入に向けてタクシー事業者と調整してまいります。

7) 自転車駐車場の整備に関すること		
8	B-②自転車駐車場の整備は、補助制度が活用に至らなかった原因をどのように分析しているか。 (区議会議員)	自転車駐車場の整備については、特に設置需要が高い地域ほど整備に適した用地の不足が背景にあり、制度の活用に至らなかったものと分析しております。
9	自転車駐車場の整備については、使い易い補助制度にして頂き、実施をして頂きたい。 (区議会議員)	補助制度の条件を見直すなど、事業を検討される方にとって、利用しやすい制度となるよう検討してまいります。

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
8) 自転車シェアリングの拡充に関すること		
10	自転車シェアリングの拡充について、人気が高い。返却場所の予約を入れようとしても、予約がいっぱいとなり、なかなか予約も取りづらくなっている。こういう人気を支える施策となしてほしい。 (区議会議員)	今後も、シェアサイクルの利便性を高められるよう、ポートの拡充等おこなってまいります。
11	自転車のシェアリングの拡充を期待する。 (住民または利用者)	シェアサイクルの利便性を高められるようポートの拡充等を行ってまいります。

9) 放置自転車対策に関すること		
12	「自転車施策」においての「放置自転車対策」については、この程、足立区の治安改善が大きく進み、自転車盗防止の面でも、その改善が図られたことは大変喜ばしい事である。自転車の施錠周知等放置自転車対策の一層の促進をお願いする。 (住民または利用者)	令和元年度においては、新たに4カ所の自転車無料引き取り場所を追加したことや自転車の施錠の周知など、積極的に放置自転車対策を取り組んでまいりました。今後も、放置自転車の更なる削減に向けて、継続して取り組んでまいります。

10) 交通安全教育に関すること		
13	交通安全教育について大人向けの交通安全講話、ポスター等、多くの実施を希望する(子供を乗せての安全な乗り方を指導してほしい)。 (住民または利用者)	子育てサロンでの交通安全講話や保育園等での交通安全教室の際に保護者の方に参加していただき、大人の方に対しても安全な自転車の乗り方等について周知・啓発していきます。また、SNSによる交通安全の各種情報発信や自転車教室の動画配信などを活用し、積極的に交通安全教育に取り組んでまいります。

11) バス利用者へのサービス向上に関すること		
14	ICカード定期券、乗り継ぎ割引導入とともに、未導入の事業者すべて導入検討を行ったとの理解でよいか。 (区議会議員)	ICカード定期券、乗り継ぎ割引導入とともに、未導入の事業者はすべて導入検討しております。

(2) その他の意見

No.	寄せられた意見の概要	区の考え方
15	<p>今後、2050年ゼロエミッションを目指す我が国の方針に対して、足立区で貢献すべき交通セクターでの方向の議論が必要になると思う。</p> <p>(学識経験者)</p>	<p>足立区は令和3年3月に2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す取り組みとして、足立区二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行いました。今後、公共交通の部門における役割等についても、区役所内環境部と連携して検討してまいります。</p>
16	<p>計画書の「事業番号D-③バス位置情報の提供」の備考に、導入事業者の記載があるが、当社(朝日自動車)も2019年12月にバスロケーションシステムを導入したので、追記をお願いしたい。</p> <p>(バス事業者)</p>	<p>追加の実績については、次回の足立区総合交通計画推進会議にてご報告いたします。</p>
17	<p>花畑地域の検証運行が始まるがバスネットワークの強化を考えるのも大切だが、区としての「公共交通」の定義を考察する時期に来ていると考える。</p> <p>(区議会議員)</p>	<p>今後は、区としても変化のスピードの速い社会情勢や、交通を取り巻く環境の変化などを注視しながら、区民生活にとってどのような交通手段を公共交通の役割として確保していくべきか、計画への反映も視野に入れて検討を行い、各事業を進めてまいります。</p>

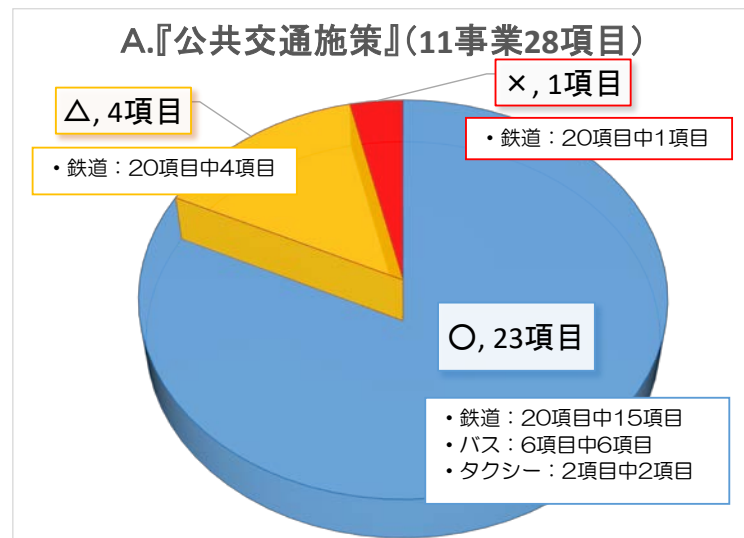
【足立区総合交通計画】令和元年度の事業指標の実施状況に関する総括表

資料 1

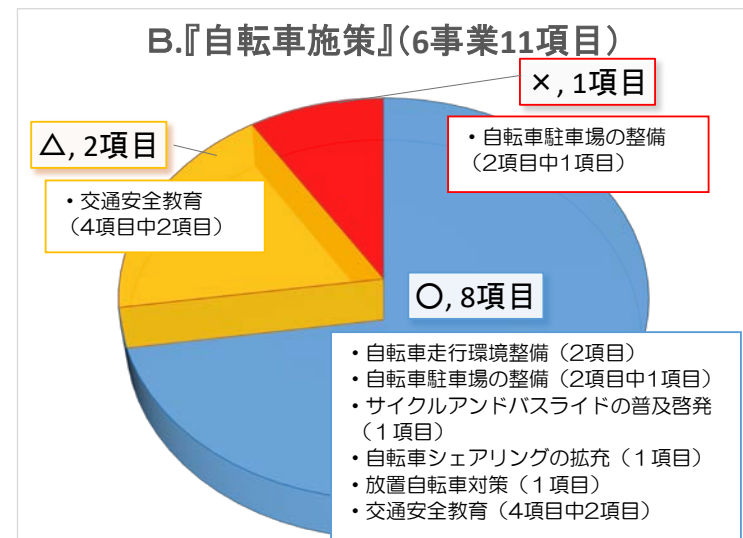
1 事業全体の実施状況

令和元年度に事業指標が位置づけられている取り組み項目の数 (全22事業50項目)	○ (達成)	△ (一部達成)	× (未実施)
	42項目	6項目	2項目

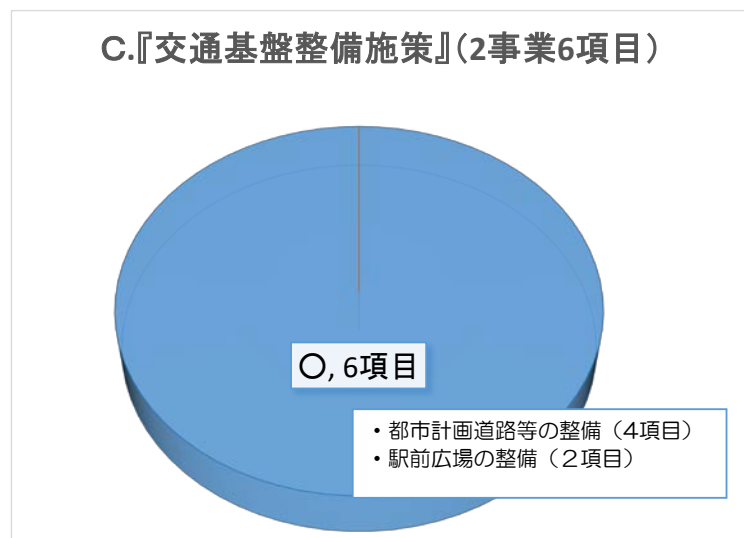
■ 施策別の実施状況は以下のとおり



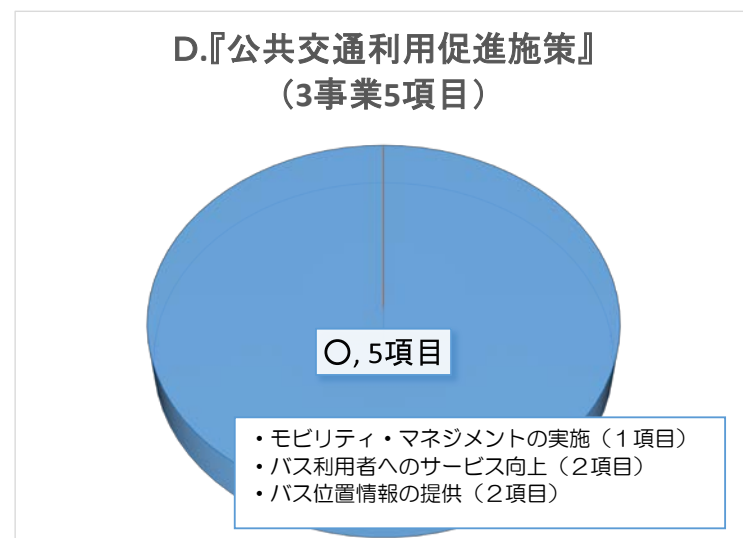
【実施結果】
 ・11事業28項目のうち、「○ (達成)」は23項目で82%であった。
 ・鉄道に関する項目は20項目中15項目の達成であった。
 ・バス、タクシーに関する8項目はすべて達成であった。



【実施結果】
 ・6事業11項目のうち、「○ (達成)」は8項目で73%であった。
 ・「△ (一部達成)」は交通安全教育事業の2項目であり、「× (未実施)」は自転車駐車場の整備事業の1項目であった。



【実施結果】
 ・2事業6項目すべてで達成となった。



【実施結果】
 ・3事業5項目すべてで達成となった。

2 達成できなかった事業の課題と今後の対応 (案)

達成状況	実施事業	課題	今後の対応 (案)
× (未実施)	A-1-③ ⑥混雑緩和対策 (つくばエクスプレス) オフピーク通勤を促進するキャンペーンについて情報発信	オフピーク通勤を促進するキャンペーンは行われなかったため、情報発信は行わなかった。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実質的にオフピーク通勤が達成された。	今後、キャンペーンが行われた際には、オフピーク通勤についてHP等で情報発信を行っていく。
× (未実施)	B-② 自転車駐車場の整備 「足立区民営自転車等駐車場設置補助金」制度を活用した民営自転車駐車場の新設	「足立区民営自転車等駐車場設置補助金」制度に対する問合せはあったが活用には至らなかった。	補助対象地域の拡大などを検討していく。
△ (一部達成)	A-1-① 鉄道新線の整備促進 (メトロセブン) 実現に向けた地域機運の醸成を図るため、イベント等でのPR活動を実施	令和元年度に4回予定していたイベントのうち、Aフェスタは台風の接近、梅まつりは新型コロナウイルス感染拡大のため、それぞれ開催中止となった。	新型コロナウイルスの状況を見つつ、実施を検討していく。
△ (一部達成)	A-1-② ②鉄道の延伸促進 (地下鉄8号線、常磐新線) 地下鉄8号線沿線自治体と協調して取組を行うため、他自治体の促進会議で情報共有・交換を実施	「地下鉄八号線建設促進並びに誘致期成同盟会」および「関係市区町村との会議」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催中止となった。	新型コロナウイルスの状況を見つつ、実施を検討していく。
△ (一部達成)	A-1-② ④鉄道の延伸促進 (地下鉄8号線) 実現に向けた地域機運の醸成を図るため、イベント等でのPR活動を実施	令和元年度に4回予定していたイベントのうち、Aフェスタは台風の接近、梅まつりは新型コロナウイルス感染拡大のため、それぞれ開催中止となった。	新型コロナウイルスの状況を見つつ、実施を検討していく。
△ (一部達成)	A-1-③ ③混雑緩和対策 (つくばエクスプレス) ボックスシートをロングシートに改修 (未実施7編成分)	未実施7編成について、令和元年度までに4編成の改修を完了。(車両の物損事故に伴い改修スケジュールを修正)	鉄道事業者と区との連携強化を図り改修を進めていく。
△ (一部達成)	B-⑥ ①交通安全教育 幼稚園・保育園で正しい道路の歩き方を学んでもらうため、交通安全教室を実施	希望のあった場合にのみ交通安全教室等を実施したため、指標の達成には至らなかった。	さらなる周知と働きかけにより取組みを上げていく。
△ (一部達成)	B-⑥ ④交通安全教育 大人向けに(高齢者を含む)、全住区センター(子育てサロン含む)で交通啓発活動を実施	希望のあった場合にのみ交通安全教室等を実施したため、指標の達成には至らなかった。	さらなる周知と働きかけにより取組みを上げていく。

■足立区総合交通計画で令和元年度に事業指標が位置づけられている対象事業一覧

資料2

実施事業		事業番号	取組内容	R1年度 (目標)	R1年度 (実績)		特記事項	
分類	事業名				実績	達成状況		
A『公共交通施策』	1. 鉄道	A-1-①	①事業性等の調査・研究をメトロセブン促進協議会（総会・幹事会等）で実施	3回	3回	○	・事業性の調査・研究のため、メトロセブン促進協議会を3回開催。 （総会1回：令和元年7月24日開催、幹事会2回：令和元年7月9日・令和2年2月4日開催）	
			②事業性等の調査・研究を区部周辺部環状公共交通都区連絡会等で実施	2回	2回	○	・メトロセブン促進協議会、区部周辺部環状公共交通都区連絡会において、答申で示された課題解決を図るため、それぞれ調査委託を実施（令和2年3月実施）。	
			③実現に向けた地域機運の醸成を図るため、イベント等でのPR活動を実施	4回	2回	△	・実現に向けた地域機運の醸成を図るため、イベント等でのPR活動を2回実施。 （桜まつり、しょうぶまつり） ・令和元年度に4回予定していたイベントのうち、Aフェスタは台風の接近、梅まつりは新型コロナウイルス感染拡大の影響によりそれぞれ開催中止。	
		A-1-②	地下鉄8号線	①沿線地域住民、議会及び行政が一丸となるため、地下鉄8号線整備促進大会を開催	1回	1回	○	・沿線地域住民、議会及び行政が一丸となり、平成10年から毎年、地下鉄8号線整備促進大会を開催しており、令和元年度は第22回目の開催。 （令和元年11月23日開催：中川小学校体育館）
				②地下鉄8号線沿線自治体と協調して取組を行うため、他自治体の促進会議で情報共有・交換を実施	3回	1回	△	・沿線自治体との情報共有・交換を図るため、促進会議等の相互参加を実施。 （地下鉄8・11号線促進連絡協議会課長会：令和元年6月4日開催） ・「地下鉄8号線建設促進並びに誘致期成同盟会」および「関係市区町村との会議」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により開催中止。
				④実現に向けた地域機運の醸成を図るため、イベント等でのPR活動を実施	4回	2回	△	・実現に向けた地域機運の醸成を図るため、イベント等でのPR活動を2回実施。 （桜まつり、しょうぶまつり） ・令和元年度に4回予定していたイベントのうち、Aフェスタは台風の接近、梅まつりは新型コロナウイルス感染拡大の影響によりそれぞれ開催中止。
	A-1-③	常磐新線	自治体間の連携や鉄道事業者への要請等を沿線都市連絡協議会で実施	5回	5回	○	・総会（令和元年5月20日開催）、研修会（令和元年11月14日開催）、第1回幹事会（令和元年11月14日開催）、意見交換会・勉強会（令和2年2月21日開催）、第2回幹事会（令和2年2月21日開催）の計5回実施。	
			日暮里・舎人ライナー	①全ての座席がロングシート化された新型車両を導入	2編成増備	2編成増備	○	・ロングシートの車両を2編成10両増備（令和2年3月）。
				②オフピーク通勤を促進するキャンペーンを実施	実施	実施	○	・オフピーク通勤を促進するため、夏と冬の2回、時差Bizキャンペーンを実施。
	③オフピーク通勤を促進するキャンペーンの情報発信	2回以上		2回	○	・鉄道事業者が実施する夏と冬のキャンペーンに合わせて、区のホームページで情報発信を実施。		
	A-1-③	つくばエクスプレス	①新型車両を導入	5編成増備	5編成増備	○	・新型車両「TX-3000系」を5編成導入（令和2年3月）。	
			②朝ラッシュ時間帯1時間の運行本数を増便（22本から25本）	3本の増便	3本の増便	○	・北千住駅における、朝ラッシュ時間帯1時間（7時29分から8時29分）の運行本数を22本から25本に増便（令和2年3月）。	
③ボックスシートをロングシートに改修（未実施7編成分）			7編成改修	4編成改修	△	・未実施7編成について、令和元年度までに4編成の改修を完了。（車両の物損事故に伴い改修スケジュールを修正）		
④8両編成化事業を実施（現6両）			事業着手	事業着手	○	・8両編成化事業実施を決定（令和元年5月） ・8両編成化に対応するため、ホーム延伸工事を秋葉原駅、新御徒町駅で実施中。		
⑤オフピーク通勤を促進するキャンペーンを実施			実施	実施	○	・朝ラッシュ時の混雑状況をHP等で提供する「混雑の見える化」を通年で実施した一方、令和元年度にオフピーク通勤を促進するキャンペーンは未実施。		
⑥オフピーク通勤を促進するキャンペーンについて情報発信			2回以上	0回	×	・オフピーク通勤を促進するキャンペーンは行われなかったため、情報発信は行われなかった。今後、キャンペーンが行われた際には、オフピーク通勤についてHP等で情報発信を行っていく。		

■足立区総合交通計画で令和元年度に事業指標が位置づけられている対象事業一覧

実施事業		事業番号	取組内容	R1年度 (目標)	R1年度 (実績)		特記事項	
分類	事業名				実績	達成状況		
A『公共交通施策』	1 鉄道	④踏切解消 (竹ノ塚駅、北千住駅)	A-1-④	竹ノ塚駅 鉄道事業者と連携し、連続立体交差事業を実施	事業中	実施中	○	・高架橋工事に必要なスペースを確保するため、上り急行線の西側への仮移設を実施。 ・工事の支障となっていた埋設物(鋼矢板)の除去を令和2年2月に全て完了。
			北千住駅 鉄道と道路の立体交差化を引き続き検討	検討	検討実施	○	・鉄道と道路の立体化に向けて、下水道幹線の移設や周辺道路への影響等の課題を抽出し、事業化にむけて手法を検討した。	
		⑤ホームドア設置等バリアフリー化	A-1-⑤	①障がい者や高齢者等を含む全ての人が安全に安心して鉄道車両に乗降できるようホームドアを設置 千代田線(北千住、綾瀬駅) ③堀切駅のバリアフリー化を進めるためにエレベーター設置を引き続き検討	完了予定	完了	○	・千代田線北千住駅3～4番線は令和元年6月に設置完了。 ・千代田線綾瀬駅1～4番線は令和2年3月に設置完了。
	2 バス	①拠点間バス路線等の維持・強化	A-2-①	①新たなバス需要が見込まれる文教大学、東京女子医大開設に合わせてバス路線の新設や再編を実施	運行ルート等の検討	検討実施	○	【文教大学関係】 ・文教大学関連では、2021年度の大学開設に合わせたバス乗り入れに向け、バス事業者と協力して、文教大学と竹ノ塚駅、文教大学と六町駅を結ぶバスルート案を検討し交通管理者協議を実施。 【東京女子医大関係】 ・東京女子医大関連では、2021年度の開院に合わせたバス乗り入れに向け、バス事業者ごとにルート案の検討を実施。バス転回場の新設に関し、バス事業者と区で施設計画案について協議を実施。
			②都市計画道路整備や新たな拠点開発などにあわせたバス路線再編等の実現のために、事業進捗に関する情報提供や路線変更の意向把握などバス事業者と連携して検討	実施	実施	○	・バスネットワークの強化に向け、新たな拠点開発の動向について情報収集を行うとともに、路線の新設や変更についてバス事業者の意向把握を実施。	
		②交通不便地域のバス路線導入	A-2-②	バスの検証運行実績等を基に、本格運行を実施	運行計画の検討	検討実施	○	・交通不便地域の解消に資するバス導入に向け、まず最初に検討する地区として「花畑地区」を選定し、地域、交通事業者、行政等で構成する検討体制を構築するため、「花畑周辺地域公共交通検討会準備会」を開催(令和元年12月25日)。
		③バスのバリアフリー化	A-2-③	ノンステップバスを順次導入	導入率約80%	導入率約92%	○	・車両の更新等に合わせノンステップバスの導入を進め、区内を運行する事業者全体での導入率は約92%。
	④バス停の利用環境整備	A-2-④	「はるかぜ」のバス停にベンチや上屋、点字ブロックを設置(駅や公共施設、病院等の施設周辺のバス停に優先的に設置※)	ベンチ:15箇所 点字:75箇所 (R1から3カ年)	ベンチ:5箇所 点字:17箇所	○	・誰もが利用しやすいバス停を整備するため、コミュニティバスはるかぜ路線について、バス事業者と協力して利用状況等から設置箇所を選定し、ベンチ5箇所、点字17箇所を新たに設置。	
		「路線バス」のバス停に広告付上屋等を整備	実施	実施	○	・路線バスについて、バス事業者と協力して、広告付き上屋を1箇所を新たに設置(花畑五丁目)。		
	3 タクシー	①ユニバーサルデザインタクシーの導入	A-3-①	ユニバーサルデザインタクシー(スロープ付)を導入	1万台導入(都内)	11,240台導入	○	・タクシー事業者において、ユニバーサルデザインタクシーが順次進められ、11,240台導入済み(令和元年度末時点)。 ※区内におけるユニバーサルデザインタクシーの総台数:716台(令和元年度末時点)
②配車アプリ活用等によるタクシーの利便性向上		A-3-②	配車を実現できるようスマホ配車アプリを導入	導入	導入	○	・誰もがタクシーを快適に利用できるように、タクシー事業者において配車アプリの導入を進めており、東京タクシー協会会員269社で23,189台が導入済み(令和元年度末時点)。	

■足立区総合交通計画で令和元年度に事業指標が位置づけられている対象事業一覧

実施事業		事業番号	取組内容	R1年度 (目標)	R1年度 (実績)		特記事項	
分類	事業名				実績	達成状況		
B 『自転車施策』	①自転車走行環境整備	B-①	自転車専用通行帯、ナビライン、ナビマーク等の整備	綾瀬駅周辺・竹ノ塚駅周辺	13,400m	14,800m	○	・自転車走行環境の整備にあたっては、地域（町会、商店会）や交通管理者と調整、協議を行い、自転車ナビマークを14,800m整備。
			都市計画道路等	道路の整備に合わせ実施	6,600m	○	・都市計画道路の整備に合わせて、普通自転車専用通行帯を1,650m、ナビマークを4,950m整備した。	
	②自転車駐車場の整備	B-②	自転車の利用状況や民間自転車駐車場の設置状況を勘案して、区営の自転車駐車場の新設・改修		2箇所	2箇所	○	・環状七号線西新井陸橋下に西新井東自転車駐車場（585台）及び西新井西自転車駐車場（403台）を整備。
			「足立区民営自転車等駐車場設置補助金」制度を活用した民営自転車駐車場の新設		2箇所	0箇所	×	・民間事業者から補助金に関する問合せは一定数あったが、新規申請には至らなかったため、従来の補助対象地域7か所（北千住・綾瀬・北綾瀬・谷在家・西新井大師西・江北・扇大橋）に、新たに六町駅周辺も加えるなど補助金の活用促進方を検討。
	③サイクルアンドバスライドの普及啓発	B-③	サイクルアンドバスライドに関する情報を発信		手法検討	検討実施	○	・令和2年3月、神明南一丁目1番地内に新たに駐輪場を設置するとともに、地域と連携して利用啓発を実施。
	④自転車シェアリングの拡充	B-④	シェアサイクルを導入		手法検討・実証実験	実施	○	・民間事業者と協定（令和2年1月24日）を締結し、区営自転車駐車場や区立公園等の一部のサイクルポート用地と、民間事業者のサイクルポートとの間でネットワークを形成し、シェアサイクル事業の実証実験を開始。
⑤放置自転車対策	B-⑤	街頭指導員による駐車場への誘導や店舗への指導、放置自転車の撤去、自転車の施錠周知による盗難後の放置抑制を引き続き実施		実施	実施	○	・街頭指導員による駐車場への誘導や店舗への指導、放置自転車の撤去、交通管理者と連携し自転車の施錠周知による盗難後の放置抑制を引き続き実施。 ・放置自転車対策の一環である「自転車の無料引き取り」の実施場所を4か所追加。	
⑥交通安全教育	B-⑥	①幼稚園・保育園で正しい道路の歩き方等を学んでもらうため、交通安全教室を実施		170園	89園	△	・区内の全170園の幼稚園・保育園において、区より交通安全教室実施の募集を行い、希望のあった89園の区内保育園・幼稚園にて実施。	
		②小学校において、小学三年生を対象とし、「自転車安全運転免許証発行事業」による交通安全教室を実施		69校	69校	○	・区内小学校全69校において、小学三年生を対象とした、「自転車安全運転免許証発行事業」による交通安全教室を実施。	
		③中・高等学校でスタントマンを活用した体験型交通安全教室を実施		15校	15校	○	・区内全区立中学校11校及び都立高等学校3校でスタントマンを活用した体験型交通安全教室を実施。中学校1校は学校独自で実施。	
		④大人向けに（高齢者を含む）、全住区センター（子育てサロン含む）で交通啓発活動を実施		114回	20回	△	・区内の全住区センター（子育てサロン含む）において、区より交通安全啓発活動の協力を依頼し、希望のあった20の住区センターにおいて交通安全講話を実施。	
C 『交通基盤整備施策』	①都市計画道路等の整備	C-①	都市計画道路等の整備	補助258号（六町一丁目地内）	事業中	事業中	○	・六町加平橋取付道路の整備工事を実施。
				補助138号（関原三丁目～梅田五丁目）	事業中	事業中	○	・地権者交渉を着実に進め、補助138号線関連用地を取得完了。
				主要区画道路②（西新井栄町一丁目～二丁目）	事業中	事業中	○	・電線共同溝整備工事を実施。
				区画街路14号（西竹の塚二丁目）	事業中	事業中	○	・竹ノ塚西口駅前広場を含む区画街路第14号線の整備として、事業用地3件を取得。 ・都市基盤の整備として、区画街路第14号線の下水道工事に着手。
	②駅前広場の整備	C-②	駅前広場の整備	竹ノ塚駅西口	事業中	事業中	○	・竹ノ塚西口駅前広場を含む区画街路第14号線の整備として、事業用地3件を取得。
				竹ノ塚駅東口 西新井駅西口 北綾瀬駅	事業化検討	検討実施	○	・北綾瀬駅については、交通広場の基本設計を実施。 ・竹ノ塚駅東口について、URや東武鉄道等の関係機関と、駅東西が一体となったまちづくりの検討を実施。 ・西新井駅西口について、鉄道事業者と区で、駅舎と交通広場の接続等に関する協議を計9回実施。また、「西新井駅西口における連絡通路の昇降機整備にむけた確認書」締結に向けて、鉄道事業者と調整を行った。

■足立区総合交通計画で令和元年度に事業指標が位置づけられている対象事業一覧

実施事業		事業番号	取組内容	R1年度 (目標)	R1年度 (実績)		特記事項
分類	事業名				実績	達成状況	
D 『公共交通 利用促進 施策』	①モビリティ・マネジメントの実施	D-①	公共交通情報の提供等の利用促進啓発活動の実施	手法の 検討	検討実施	○	・公共交通の更なる利用促進を図るために、利用者に対し正しく交通情報を伝え、公共交通の理解を促すことを目的として、各社、自社のホームページの改修、外部の交通情報検索サイトとの連携、刊行誌の発行、SNSを使った情報発信に取り組んだ。
	②バス利用者へのサービス向上	D-②	①ICカード定期券の導入	導入 検討	検討実施	○	・利用者の利便性やサービス向上を図るため、未導入の事業者で導入検討を進め、1事業者で新たに導入済み。
			②乗継割引の導入	導入 検討	検討実施	○	・各社乗継割引の導入検討を実施。一部の事業者については、検討の結果、費用対効果の面から現在のところ導入が難しい状況である。
	③バス位置情報の提供	D-③	①インターネット上における位置情報の提供	導入 検討	検討実施	○	・利用者の利便性やサービス向上を図るため、未導入の事業者で導入検討を進め、1事業者で新たに導入済み。
			②バス停におけるバスロケーションシステムの設置 (主要駅や公共施設周辺等のバス停)	整備 箇所の 検討	検討実施	○	・バスロケーションシステムの整備箇所について、バス事業者と連携し、バス停の立地や利用状況などを踏まえ、整備箇所の検討を実施。

交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告資料

令和3年4月21日

件名	【追加】花畑周辺地域のバス検証運行事業に関する協定書の締結について
所管部課名	都市建設部交通対策課
内 容	<p>バス検証運行について、下記のとおり協定を締結したので報告する。</p> <p>1 協定名 花畑周辺地域バス検証運行事業に関する協定書</p> <p>2 協定締結の目的 花畑周辺地域における交通不便地域の解消に資するバス路線の本格運行に向けた検証運行事業にあたり、足立区及び東武バスセントラル株式会社が共同事業としてこれを行うために必要な事項を定める。</p> <p>3 協定の主な内容</p> <p>(1) 検証運行の期間について</p> <p>ア 検証運行期間は運行開始日から原則1年間。</p> <p>イ 半年ごとの収支率が24%以上であるかを検証の基準とする。</p> <p>ウ 1年後、収支率が24%以上の場合、本格運行へ移行決定する。</p> <p>エ 1年後、基準以下場合は、最長1年間検証運行を継続する。</p> <p>(2) 運行の収支と区の負担金について</p> <p>ア 運行収入が、運行経費に満たないと認める場合、差額を予算の範囲内で足立区が負担し限度額は1,248,400,000円*とする。</p> <p>(3) 運行車両について</p> <p>ア 東武バスセントラル株式会社は、本事業で使用する車両を購入し、本事業が中止となった場合、車両を売却する。</p> <p>イ 売却時、購入額から減価償却相当費及び車両売却額を差し引いた不足分は足立区が負担する。</p> <p>4 協定締結日 令和3年4月8日(木)</p> <p>5 協定締結者</p> <p>甲 足立区</p> <p>乙 東武バスセントラル株式会社</p>

6 今後の予定

年 月	主 な 内 容
令和3年 5月	運行計画の確定
6月	地域公共交通会議の開催、交通管理者との協議、バス停整備
7月	国土交通省への事業認可申請（審査期間2か月）
10月	10月1日検証運行（社会実験）開始

※ 区負担限度額の算定根拠

項 目	必 要 経 費	備 考
運行経費 (年あたり) (A)	103,800 (千円)	634.34 円/km×7km×64 本 ×365 日 ※車両償却費除く
車両償却費 (B)	21,040 (千円)	事業者による車両購入費 =26,300(千円/1台)×4台 =105,200(千円) 車両償却費は、減価償却 (5か年分割)とし、 105,200(千円)÷5 =21,040(千円/1年)
区負担限度額 (A+B)	124,840 (千円)	区の負担額が最大となる収入額が0円の場合を協定書の区負担額に設定

問 題 点
今後の方針

令和3年10月1日の検証運行の開始に向け、事業者との調整を進めていく。

花畑周辺地域バス検証運行事業に関する協定書

足立区（以下「甲」という。）と東武バスセントラル株式会社（以下「乙」という。）は、花畑周辺地域バス検証運行事業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、花畑周辺地域における交通不便地域の解消に資するバス路線の本格運行に向けた検証運行事業（以下「本事業」という。）にあたり、甲及び乙が共同事業としてこれを行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（事業の実施）

第2条 乙は、別紙1の運行計画書に基づき、本事業を実施するものとする。ただし、本協定締結日以後、国土交通省等関係機関との協議により運行計画が変更となった場合には、甲乙で協議し、本事業の実施について決定するものとする。なお、本事業におけるバス運行は路線定期運行とする。

2 前項に規定するバス運行に係る準備、道路運送法（昭和26年法律第183号）に関する諸手続及びバス停留所の占用手続き等は、乙が行うものとする。

（検証運行の期間）

第3条 乙は、令和3年10月1日までの検証運行開始を目指すものとし、運行開始の日（以下「運行開始日」という。）から原則として、1年間運行する。なお、乙は、甲に対し、検証運行期間中、半年（以下、半年の運行期間を「期」という。）ごとに第9条で定める実績報告等を行う。

2 検証運行においては、各期の収支率が24%以上であるかを検証の基準とし、以下のとおり、運用する。

(1) 1年間の運行後、実績報告等により各期の収支率を確認した結果、各期それぞれが24%以上となった場合、甲は、乙の検証運行に重大な問題があると判断した場合を除き、本格運行への移行を決定する。本格運行へ移行するまでの期間も、乙は運行を継続する。なお、本格運行の具体的な内容については、甲乙間で協議のうえ決定する。

(2) 前号にあたらぬ場合、乙は、最長1年間検証運行を継続する。検証運行の継続期間も含め2期連続して収支率が24%以上となり、乙の検証運行に重大な問題が認められない場合、本格運行への移行を決定する。

(役割分担)

第4条 甲は、本事業の実施に伴い、必要に応じて乙と協議の上、次に掲げる事項を実施する。

- (1) バス運行に関する区報、ホームページ、SNS等広報媒体による周知活動
- (2) 利用促進のための実態調査等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用者等の安全性及び利便性を高めるため、甲が必要であると認めた事項

2 乙は、前項に掲げる甲の負担に係る事項を除き、バス運行に必要な事項を乙の負担により実施する。

(秘密保持)

第5条 乙は、本事業の遂行により知り得た相手方の業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。

- (1) 開示を受けた際、既に乙が保有していた情報
- (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
- (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

(バス停留所設置等に伴う附帯工事費用の負担)

第6条 バス停留所は原則として別紙2の運行経路上の乙の既存バス路線のものを使用する。ただし、新規バス停留所については、この限りでない。

2 運行開始前に行うバス停留所の設置に伴う附帯工事に係る費用については、甲が負担するものとする。

3 運行開始後に行うバス停留所の設置、変更、廃止、補修等に伴う附帯工事に係る費用は、甲が負担するものとする。ただし、乙の理由によるバス停留所変更等に伴う整備に係る費用については、甲乙協議の上負担者を決定する。

4 バス運行期間中に行う全てのバス停留所の維持管理は、乙が行い、その費用は、甲が負担する。

(バス運行の報告)

第7条 乙は、バス運行の中止又は大幅な遅れが生じたときは、速やかに甲に報告する。

2 乙は、車両故障又は交通規制等のやむを得ない事由がある場合、一時的に運行計画を変更することができる。ただし、乙はこれを直ちに甲に報告する。

(事故責任及び報告義務)

第8条 バス運行に関し発生した事故は、乙の責任と費用負担で処理するものとする。ただし、事故に伴う乙の経費負担は、原則として次条第4項第2号の経費に含まないものとする。

2 バス運行に関する保険は、乙が加入する。

3 乙は、バス運行に際し事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、速やかに甲に状況を報告するものとする。

(実績報告等)

第9条 乙は、協定期間において、各期の実績について、各期終了後15日を経過する日(当該日が土休日の場合は、翌開庁日とする。)までに、実績報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 前項の他、乙は、運行開始日から1年間(2期通算)の実績報告を作成し、甲に提出しなければならない。

3 前2項は、第3条第2項に基づきバス運行期間を更新する場合においても、同様とする。

4 第1項及び第2項の実績報告には、次に掲げる項目を盛り込まなければならない。

(1) バスの運賃利用者数

(2) 運送費、人件費及びその他の経費(以下「運行経費」という。)

(3) 運賃収入及び運賃外収入(以下「運行収入」という。)

(4) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項

5 乙は、第1項及び第2項の実績報告のほか、各月の利用者数について翌月15日(15日が土休日の場合は、翌開庁日とする。)までに、甲に報告しなければならない。

6 乙は、甲が求めた場合、本事業の遂行状況その他の本事業の遂行に必要な情報を提供しなければならない。

(運行の収支及び負担金)

第10条 運行経費は、乙が支出し、運行収入は、乙の収入とする。

2 第3条の規定による期間における運行収入が、運行経費に満たないと甲が認めるときは、甲はその差額を予算の範囲内で負担する(以下「負担金」という。)

3 負担金の限度額は、第3条第1項の期間においては金124,840,000円とする。ただし、第3条第2項の規定に基づき運行を継続する場合、または第2条の運行計画書に変更がある場合は、甲乙協議の上、新たに負担限度額を定める。

(バス運行に係る負担金の支払い)

第11条 乙は、第9条第2項で定める実績報告を添付の上、甲に完了届を提出し、甲の検査を受けなければならない。なお、実績報告には、根拠となる資料を添付すること。

2 甲は、前項の規定により乙から完了届の提出があったときは、その日から起算して土休日を除き、10日以内に精査するものとする。

3 甲は、前項の規定による精査が終了し、第10条第2項及び第3項の規定に基づき負担金を支出するときは、乙による請求書の届出後、速やかに支払うものとする。

(運行車両)

第12条 乙は、バス運行に使用する車両を用意し、善良な管理者の注意をもって管理の上、維持管理を行う。

2 車両は、本事業のほかに使用してはならない。

(運行計画の見直し及び運行の中止)

第13条 第3条に規定する外、甲及び乙は、必要に応じて運行計画の見直しや運行の中止を検討するものとする。なお、運行計画の見直しや運行の中止に際しては、甲及び乙が協働して別紙2の運行経路の沿線に住む地域住民へ周知説明を行った上で実施するものとする。

2 乙が本事業で使用する車両を新規購入し、本事業が中止となった場合には、中止後に車両を売却する。この場合、車両の新規購入から売却時までに定額法の償却率にて算出された減価償却相当費及び車両売却額を車両の購入額から差し引いた結果、不足分が生じたときは、甲が当該不足分を負担する。なお、手続き等については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(協定の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、バス運行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 乙が本協定の履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 甲が認める正当な理由に基づき、乙が4月前までに書面により協定の解除を申し出たとき。
- (4) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき若しくは手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けたとき又は電子記録債権が支払不能となったとき。
- (5) 信用資力の著しい低下があったとき又は信用資力に影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。
- (6) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行又は競売の申立て若しくは公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (7) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てを受けたとき。
- (8) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき。
- (9) 株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったとき。
- (10) 監督官庁から営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
- (11) 代表者が刑事上の訴追を受けたとき又はその所在が不明となったとき。
- (12) その他、乙が本事業を継続できないと甲が判断したとき。

2 前項及び第16条第2項に定めるもののほか、甲は、前条第1項の規定に基づき本事業を中止するときは、本協定を解除することができる。この場合において、甲は、協定の解除の日の4月前までに書面により乙に通知するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第15条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自己又は自己の役員が暴力団、暴力団関係、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

① 反社会的勢力に自己の名義を利用させること

② 反社会的勢力が経営を実質的に支配していると認められる関係を有すること

2 甲は、乙が前項のいずれかに該当したときは、乙に対し何らの催告を要せずして、本協定を解除することができる。

3 前項により本協定が解除された場合には、乙は甲に対して、甲の被った損害を賠償する。

4 第2項により本協定が解除された場合には、乙は、解除により生じる損害について、甲に対し一切の請求を行わない。

(有効期間及び残存条項)

第16条 本協定の有効期間は、協定締結日から、運行開始日の1年後までとする。ただし、第3条第2項の規定により運行を継続する場合は、その期間に応じて有効期間を延長する。

2 前項ただし書きの場合において、該当する期間の甲の予算措置が成立しなかった場合は、本協定を解除するものとする。

3 本条により本協定が終了した場合、又は前項、第14条により本協定が解除された場合でも、第5条、第15条及び第18条は有効に存続する。

(その他)

第17条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

(合意管轄裁判所)

第18条 本契約に係る一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年4月8日

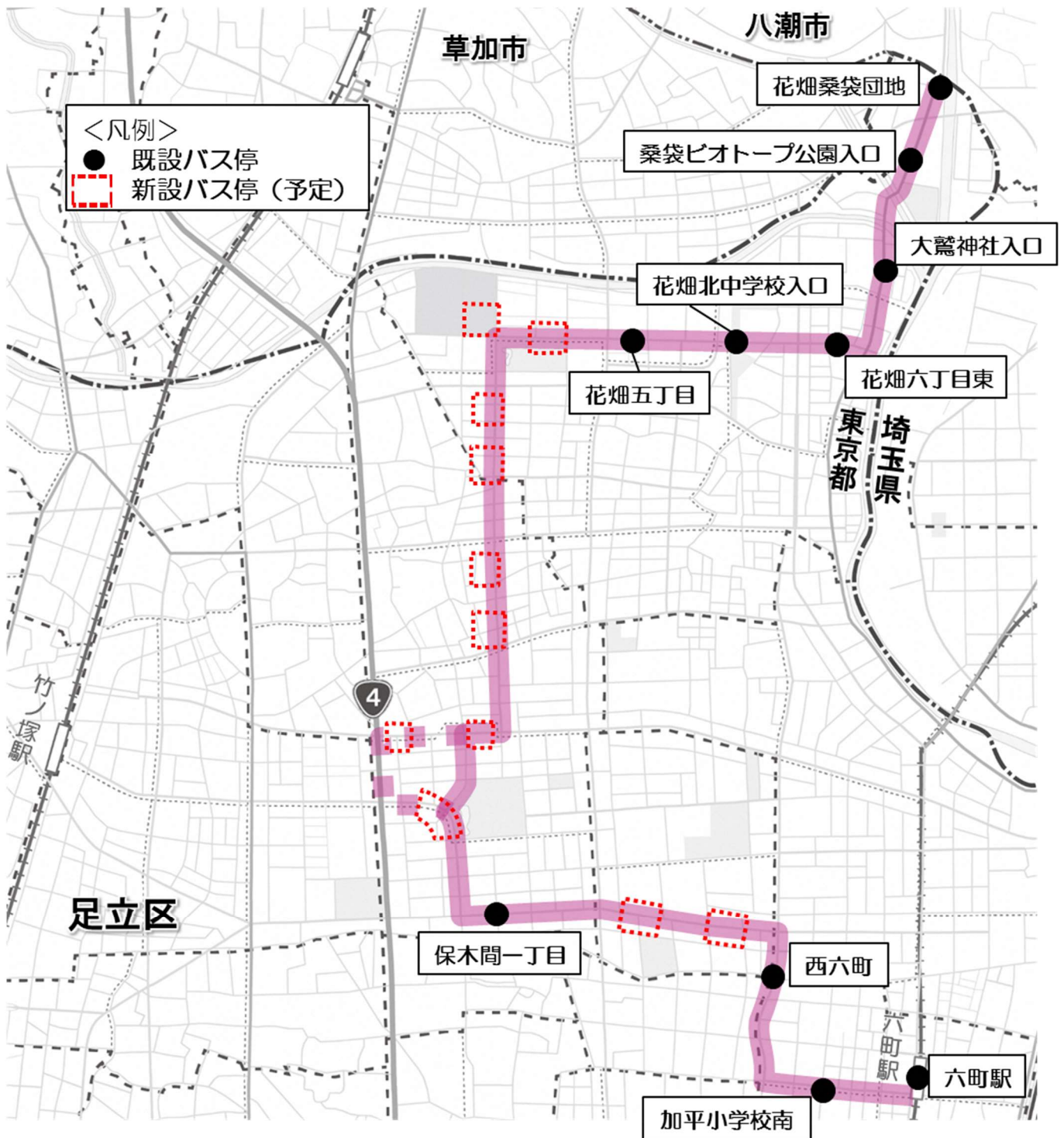
甲 東京都足立区中央本町一丁目17番1号
足立区
代表者 足立区長 近藤 弥生

乙 東京都足立区伊興本町二丁目9番2号
東武バスセントラル株式会社
代表者 取締役社長 榎田 浩昭

運行計画書



項目	内容
事業名	花畑周辺地域バス検証運行事業
運行期間	令和 3 年 1 0 月 1 日から令和 4 年 9 月 3 0 日まで (予定)
系統番号	
起点	六町駅
終点	花畑桑袋団地
営業距離	6. 6 キロ
運行頻度	1 時間あたり 2 本程度
運行時間	6 時～ 2 1 時の間で調整
運行内容	車両台数 4 台 (内、予備車両 1 台)
	年間走行距離 キロ
	運転士数 5 人
営業所	名称 東武バスセントラル株式会社 営業所
	住所 東京都足立区
経路・停留所	別紙 2 のとおり
運賃	<p>普通運賃 (現金・I C カード共通、消費税含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12 歳以上 (中学生以上) の者 … 220 円 ・ 6 歳以上 12 歳未満 (小学生) の子ども及び 1 人で乗車する 1 歳以上 6 歳未満の子ども … 110 円 ・ 6 歳以上が同伴する 1 歳以上 6 歳未満の子ども 2 人まで及び 1 歳未満の子ども … 無賃
	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者手帳を所持する者及びその介護人は、普通運賃の半額 (10 円未満の端数が出た場合は切り上げる。) とする。 ・ 乙が発売する各種定期券・乗車券について、乙の運行する足立区内一般路線バスと同様の適用を受けるものとする。 ・ 東京都シルバーパスの適用路線ではないが、有効期限内の東京都シルバーパスを提示した利用客は、無賃で乗車できるものとする。

運行経路



交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告資料

令和3年4月21日

件名	竹ノ塚駅付近鉄道高架化の取組み状況について								
所管部課名	鉄道立体推進室竹ノ塚整備推進課 鉄道関連事業担当課								
内容	<p>竹ノ塚駅付近鉄道高架化の取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 東武鉄道との施行協定に基づく、令和3年度の事業内容・事業費の協議について</p> <table border="1" data-bbox="448 701 1453 920"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 701 603 813"></th> <th data-bbox="603 701 871 813">協議日</th> <th data-bbox="871 701 1062 813">事業費 (千円)</th> <th data-bbox="1062 701 1453 813">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 813 603 920">当初</td> <td data-bbox="603 813 871 920">令和3年4月1日</td> <td data-bbox="871 813 1062 920">7,072,110</td> <td data-bbox="1062 813 1453 920">高架橋工事、軌道工事、 駅舎工事等</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 下り緩行線高架橋の桁架設工事に伴う交通規制について</p> <p>(1) 規制内容 第37号踏切（赤山街道）における、車両及び歩行者の通行止め</p> <p>(2) 実施日時 令和3年6月14日（月）、21日（月）、24日（木）の延べ3日 ※ 夜間のみ午後11時～翌午前6時</p> <p>(3) 周知方法 お知らせ看板、あだち広報（6月10日号）及び区ホームページ等で周知する。</p> <p>【参考】緩行線桁架設工事の状況（令和3年2月6日実施）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="410 1496 906 1868">  <p>▲第37号踏切 東側から撮影</p> </div> <div data-bbox="938 1496 1436 1868">  <p>▲第37号踏切 西側から撮影</p> </div> </div>		協議日	事業費 (千円)	内容	当初	令和3年4月1日	7,072,110	高架橋工事、軌道工事、 駅舎工事等
	協議日	事業費 (千円)	内容						
当初	令和3年4月1日	7,072,110	高架橋工事、軌道工事、 駅舎工事等						
問題点 今後の方針	着実な事業の進捗に向けて、国庫補助金等の財源確保に努める。								